

(目的)

第1条 この条例は、空き公共施設等を利用して事業を行う法人又は団体に対し奨励措置を講ずることにより、空き公共施設等の有効活用を図るとともに、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き公共施設等 市が公用又は公共用に供することを目的に設置した施設及び当該施設が存する土地で、その用途を廃止したものをいう。
- (2) 利用事業 空き公共施設等を利用して行う事業をいう。
- (3) 指定事業者 新たに常用の従業員を雇用して利用事業を行う法人又は団体で、市長が指定した事業者をいう。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、利用事業を行う事業者の公募を行い、応募のあった法人又は団体の中から、審査により、指定事業者を指定することができる。

(委員会の設置)

第3条の2 前条の審査その他の規則で定める事項に係る審査を行うため、大館市空き公共施設等指定事業者審査委員会(次項において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 指定事業者を公募する施設の所在する地域の代表者
- (3) 大館市空き公共施設等運用審査会議の委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1項の審査が終了する日までの期間とする。

(奨励措置)

第4条 市長は、指定事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 指定事業者が利用する空き公共施設等(以下「利用施設」という。)の減額譲渡(財産評価額に比して安価に譲渡することをいう。以下同じ。)
- (2) 利用施設の無償貸付又は減額貸付(通常想定される評価額に比して安価に貸付けすることをいう。以下同じ。)
- (3) 増築及び改修助成金の交付
- (4) 事業開始時支援金の交付
- (5) 固定資産税の課税免除

(減額譲渡)

第5条 市長は、指定事業者が利用施設を取得しようとする場合において、利用事業が当該利用施

設が所在する地域の振興に著しく寄与するものであるときは、これを減額譲渡することができる。

2 前項の減額譲渡の場合における譲渡額は、当該利用施設に係る財産評価額に10分の1を乗じて得られた額を下限として市長が定める。

(無償貸付又は減額貸付)

第6条 市長は、指定事業者が利用施設の貸付けを受けようとする場合において、利用事業が当該利用施設が所在する地域の振興に著しく寄与するものであるときは、これを無償貸付又は減額貸付することができる。

2 前項の減額貸付の場合における1年当たりの貸付額は、当該利用施設に係る財産評価額に1,000分の8(土地については1,000分の4)を乗じて得られた額を下限として市長が定める。

3 無償貸付又は減額貸付することができる期間は、貸付けに係る契約開始の月を含め36月を超えないものとする。ただし、市長が公益上特に必要があると認めた場合は、当該期間を延長することができる。

(増築及び改修助成金)

第7条 市長は、利用事業のために利用施設の増築及び改修が必要であると認める場合は、増築及び改修助成金を交付することができる。

2 増築及び改修助成金の額は、増築及び改修に要する費用(他の公的補助制度による助成対象額、消費税及び地方消費税の額並びに取得の際に要する法定費用等を除く。)の3分の1の額とし、1利用施設につき500万円を限度とする。

(事業開始時支援金)

第8条 市長は、利用施設の円滑な稼働に資するため、事業開始時支援金を交付することができる。

2 事業開始時支援金の額は、利用事業の開始に伴い新たに雇用する常用の従業員1人につき10万円とし、その総額は、1利用施設につき50万円を限度とする。

(固定資産税の課税免除)

第9条 市長は、指定事業者が所有する利用施設に係る固定資産に対する固定資産税の課税を免除することができる。

2 前項の固定資産は、指定事業者の指定を受けた日以後、固定資産税が最初に賦課されるべき賦課期日(以下「賦課期日」という。)における固定資産及び賦課期日後2年以内に新たに取得した固定資産とする。

3 第1項の規定による課税免除の期間は、賦課期日の属する年度から起算して3年度とする。ただし、賦課期日後2年以内に新たに取得した固定資産に係る当該課税免除の期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 賦課期日後1年以内に取得した固定資産 取得後最初に賦課されるべき年度及びその翌年度

(2) 賦課期日後1年を超え2年以内に取得した固定資産 取得後最初に賦課されるべき年度

(第三者への譲渡等の禁止)

第10条 指定事業者は、市長の許可なく利用施設の用途を廃止し、利用施設を目的外に使用し、又

は第三者に譲渡し、若しくは貸付けしてはならない。ただし、取得の日から10年を経過したものについては、この限りでない。

(奨励措置の承継)

第11条 利用施設における利用事業が承継された場合は、当該事業に係る奨励措置は、その承継人に対して行うものとする。

(指定事業者の指定の取消し等)

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 利用事業を廃止し、若しくは休止したとき又は休止の状態にあると市長が認めたとき。
- (2) 指定事業者の指定を受けた日から1年以内に利用事業に着手していないと市長が認めたとき。
- (3) 不正の行為により奨励措置を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定事業者として不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、指定事業者が第10条に違反し、又は前項第2号から第4号までの規定に該当したことにより指定事業者の指定を取り消したときは、事業開始時支援金、増築及び改修助成金の返還を求め、若しくは課税を免除された固定資産税に相当する額の違約金を請求し、又は減額譲渡した利用施設を返還させ、若しくは買い戻すことができる。

(適用除外)

第13条 この条例の規定による処分については、大館市行政手続条例（平成8年条例第26号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 この条例の規定による奨励措置を受けた指定事業者は、大館市工場等設置促進条例（昭和61年条例第17号）及び大館市畜産農業施設等設置促進条例（平成20年条例第40号）の適用を受けることができない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)